

城下舍、使人召良雄、至謂曰、官使入邑、觀吏治道所過淨清、入城群下奉禮益恭、且所進圖籍甚詳悉、皆可以爲奉上之法、今已遣人具狀以聞、朝廷聞卿等急効臣順、不煩一言、必有恩裁下、亦大學君之福也、衆欲徙他邑者、某等可以書先於其所往、欲留不去、亦聽居、

〔重勝聞書〕堀部彌兵衛被申候は、礮貝十郎左衛門事、其朝立退候節、將監橋を渡り候、近所に母罷在候故、暇乞を仕候へとて、内藏助石大始、何れも申候へども、立寄不申候、たしなみ故と存候、十郎左衛門被申候は、先は裝束の目立第一、老母居候御屋敷へ對し、失禮之義、又暫時の間も、如何様之儀可有之も難計、旁にて立寄不申候、唯今存候得ば、後悔に存候、

〔有徳院殿御實紀附録二十〕後閣にある老尼、夏の夕つかた、御前に出しかば、はや湯あみせしと見えたり、さぞ心地よかるべしと、仰ありしに、その尼もと滑稽者なりしかば、まことに天下をとりし心持になり候と申す、大に笑はせ玉ひ、汝何のぞれ言ぞ、天下を有つ身は、何の快き事かあるべき、これを快しとおもひ、心のまゝにふるまはゞ、その身も亡び、天下をも失ふべきなり、されば常に、天下はあづかり物と思ひ、京都を始め、下民の事までも、日夜心に忘れず、天道を尊び、神祇をうやまひ、瑣々たる末事までも、心をめぐらし、まばしの間も、安き心なし、何ぞ湯あみて、暑を忘れしがごとく、快き物ならんやと宣ひしとぞ、

〔孝義錄二十一〕孝行者太右衛門

太右衛門は若松の城下七日町にすめり、略父の忌日には、墓まうでして家にかへり、人々をいまして、けふは父の忌日なれば、家の内のものも、いかりはらだつ事なかれとて、己も慎てぞ居ける、

〔先哲叢談後編五〕木蓬萊

蓬萊資性直諒、類多密行、雖齋居獨處、皎然不自欺、爲書生時、嘗飲酒樓、知娼妓善絃歌者二人、其後二